

一時保護所生活指導員（非常勤嘱託）募集のお知らせ

受付期間	平成30年2月7日（水）から2月23日（金）まで<必着>
選考日	平成30年2月27日（火）

平成30年2月6日
福井県総合福祉相談所
〒910-0026 福井市光陽2丁目3-36
電話 0776-24-7311

平成30年4月以降、総合福祉相談所に勤務する一時保護所生活指導員を募集します。

（主な職務内容）

一時保護した児童に対する個別指導として生活指導や学習指導、レクリエーションなどの様々な場面での援助・指導、また養育が困難な児童の保護者に対する相談援助・指導に従事します。

1 募集人数等

職種	勤務場所	勤務期間	募集人数
一時保護所生活指導員	福井県総合福祉相談所 （福井市光陽2丁目3-36）	平成30年4月から 平成31年3月まで	1名

2 応募資格

下記の（1）、（2）、（3）のいずれにも該当する者

（1）次の各号のいずれかに該当する者

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、5年以上福祉・医療・教育の分野における実務経験のある者
- ② 社会福祉士であって、5年以上福祉・医療・教育の分野における実務経験のある者
- ③ 児童指導員として5年以上福祉・医療・教育の分野における実務経験のある者
- ④ ①から③に準ずる者であって、一時保護所生活指導員として必要な学識経験を有する者

（2）普通自動車運転免許を有する者

（3）地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

3 選考考査

選考試験

試験会場 福井県総合福祉相談所（福井市光陽2丁目3-36）

試験日程 平成30年2月27日（火）

（試験開始予定時刻等は、改めて連絡します。）

試験内容 口述試験

（必要な一般的・専門的知識、人柄、性格、職務遂行能力等について、個別面接を行います。）

- ・ 受験票は発行しません。
- ・ 試験当日は、指定の時刻までに試験会場へお越しください。

4 合否通知

選考試験終了後速やかに選考試験の合否を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。

なお、採用後に、採用理由が消滅した場合（生活指導員が必要とされなくなった場合）は退職していただくこととなります。

5 勤務条件

- (1) 勤務日 月曜日から金曜日まで（週4日間）
- (2) 勤務時間 1週間につき29時間以内とします。
1日の勤務時間（9時から17時15分まで）
なお、勤務日および勤務時間の詳細は、別に定めます。
- (3) 給料 報酬は月額158,000円とします。
（毎月1回支払 通勤手当支給）
- (4) 退職に関する事項 雇用期間満了前に通知します。
なお、退職金は支給しません。
- (5) その他の条件 健康保険、厚生年金、雇用保険等の適用があります。
年次有給休暇は、労働基準法第39条に定める基準に準ずるものとします。

6 申込手続

履歴書（市販のもので可、写真貼付）に必要事項を記入の上、「2応募資格（1）」の資格を有することを証する書類の写し（資格証明書、卒業証明書等）を添付し、福井県総合福祉相談所まで持参または郵送（書留）してください。

申込書等を郵送する場合は、封筒の表に「生活指導員申込み」と朱書きしてください。

7 受付期間

平成30年2月7日（水）から2月23日（金）まで<必着>

午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日は除く）

（郵送の場合は、必ず書留郵便により行うものとし、2月23日（金）までに到着したものに限り受け付けます。）

〒 910-0026 福井市光陽2丁目3-36
福井県総合福祉相談所地域支援課
TEL 0776-24-7311